

福祉センター跡地活用の基本的な考え方

I 福祉センター跡地の概要

- (1)所在地 川崎区日進町5-1
JR川崎駅から徒歩15分、京急八丁駅駅から徒歩5分
- (2)面積 4038.20㎡
- (3)用途地域 商業地域
(建ぺい率80% 容積率400%)
※最大で延床面積約16000㎡の整備が可能



福祉センター跡地
(敷地面積 4,038.20㎡)
現・福祉センター
(地上5階、地下1階)
延床面積 8,500.45㎡

福祉センターグランド等用地
(敷地面積 1,914.47㎡)
H26・(仮称)川崎区内複合福祉施設
(地上3階 延床面積 3,351.67㎡)

II 福祉センター再編整備基本計画(H22.3策定)での位置づけ(抜粋)

基本目標: 高齢者の地域居住の実現、障害者(児)の生活支援、子どもの健全育成及び子育て支援など、福祉需要に的確に対応しながら、専門的で効率的な質の高いサービスを提供する。

基本的な考え方

- ◆社会経済状況の変化や福祉需要に的確に対応
- ◆施設機能、地域性、利用者の利便性を考慮
- ◆平成25年度末で現行施設を廃止し近隣公共用地及び現行施設の跡地を有効活用して段階的に再編整備
- ◆民間活力導入による効率的かつ効果的な運営形態への転換

(仮称)川崎区内複合福祉施設

- ・老人福祉・地域交流センター
- ・こども文化センター
- ・視覚障害者情報文化センター
- ・わーくす
- ・高齢者就労支援機能 (シルバー人材センター)

福祉センター跡地活用の検討の方向性

- ・将来的な様々な福祉需要等に対応するため、「福祉ゾーン」としての活用を図っていく。
- ・解体時期(平成26年度以降)を見据えて、整備実施時期における施設動向、他に導入する施設機能、民間活力の活用等も視野に入れ、「跡地活用施設整備基本計画」を平成25年度までを目途に改めて策定する。

III 経過

年月	経過	内容
H22. 3月	福祉センター再編整備基本計画策定	
H22. 4月~ H23. 10月	福祉関係部署における検討	導入施設機能の可能性調査等
H23. 11月~ H24. 3月	福祉センター跡地活用検討委員会	跡地活用の考え方、導入機能、整備手法、検討スケジュール
H24. 3月		跡地に導入を図る各施設機能に係る関係課長会議
H24. 4月~ H25. 3月	福祉センター跡地活用検討委員会	跡地活用の考え方、導入機能、検討スケジュール
H24. 10月	(仮称)川崎区内複合福祉施設建設着工	
H24. 11月	川崎市地域リハビリテーションセンター整備基本計画策定	
H25. 4月~ H25. 8月	福祉センター跡地活用検討委員会	跡地活用の考え方、導入機能、整備手法、検討スケジュール

IV 福祉需要を取り巻く状況

【介護・リハビリニーズの量的増加と質の多様化】

- ・75歳以上の高齢者数が急速に増加
- ・要支援・要介護認定者数、障害者数の増加
- ・認知症高齢者の増加
- ・高齢単身世帯・夫婦のみ世帯の増加
- ・障害者本人・家族の高齢化

(単位:万人)

料率前	料率前	H17年	H17年	H17年	H17年	H17年
総人口	132.7	142.6	147.2	149.2	150.1	150.8
生産年齢人口	95.8	98.9	99.8	100.3	101.3	100.7
高齢者人口	19.4	23.7	28.4	30.3	31.5	33.9
(内)75歳以上	7.9	10.5	12.8	15.2	17.7	18.6
	(5.9%)	(7.4%)	(8.7%)	(10.2%)	(11.8%)	(12.3%)

障害者数	H23.3	H24.3	H25.3(1965歳以上)	H22	H37
身体	32,903	33,996	34,762(22,515)	3.8万人	7.2万人
知的	7,166	7,531	7,839(259)		
精神※	6,856	7,569	8,188(1,158)		
計	46,925	49,096	50,789(23,932)	2.2万人	4.0万人

※H20障害者患者数調査から手帳未取得者を含めると推計 35,000人

【介護・リハビリサービスの提供環境の変化】

- ・核家族化及び介護者の高齢化に伴う家庭内での介護力の低下
- ・高齢者・障害者の増加に伴うサービスの質・量に対応した介護人材の不足

(単位:世帯)

	H17	H17	H22
高齢者のある世帯	110,413	133,496	161,549
(内)単独世帯	25,127 (22.8%)	32,877 (24.6%)	47,206 (29.2%)
(内)夫婦のみ	33,170 (30.0%)	40,888 (30.6%)	46,782 (29.0%)

＜市内における福祉職員の状況＞
○ 介護職員数(常勤換算)
約7,100人(H22)→約8,500人(H27)
→年間約300人の増加が必要
○ 介護従業員の不足感(H25.3)
訪問介護員は9割、施設職員は6割の事業所で不足(市内事業所数=約3,200)

【在宅生活支援の必要性】

- ・半数以上の高齢者が老後においても在宅生活を志向
- ・施設サービスは在宅サービスに比べ経費が高い。

＜H22年度高齢者実態調査結果(単数回答)＞

Q. 今後の暮らし方について 一介護が必要になったら→

A. 一般高齢者:「自宅で暮らしたい」 57.0%
要介護者等:「自宅で暮らしたい」 68.9%

＜平成23年度在宅サービスと施設サービスの利用状況＞

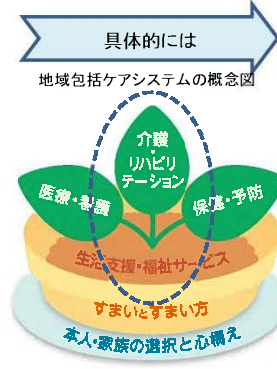
利用種別(年間)	施設	在宅	1人あたりの給付費(月額)
施設	66千人 (17%)	322千人	約27.0万円
給付費(年間)	施設 178億円 (35%)	在宅 329億円	在宅: 約10.2万円

V 跡地活用の基本的な考え方

基本目標: 高齢者や障害者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指して
高齢者や障害者の在宅生活支援の推進

【整備の視点】

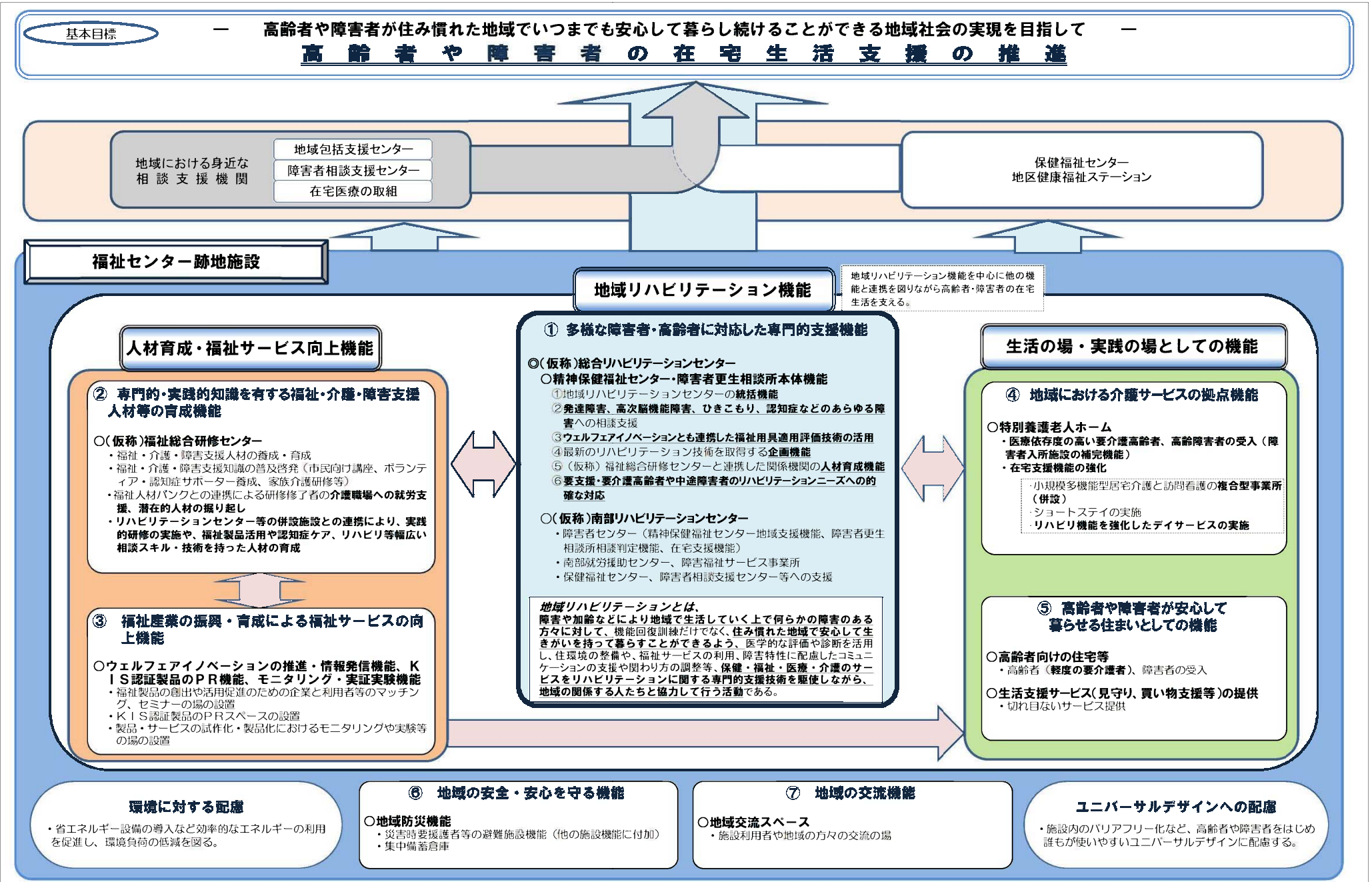
- 本市では2025年(平成37年)を見据え、「住まい」・「生活支援・福祉」・「介護・リハビリ」等に関するサービスが有機的に連携し、住み慣れた地域で生活できる「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。
- 福祉センター跡地施設においては、中重度要介護者・障害者の在宅生活支援、要介護度・障害程度の重度化防止に向け、**在宅での介護・リハビリを強化し、生活の質の維持・向上を図る機能の導入**を図る。
- 川崎駅から徒歩圏内である立地の優位性や土地の高度利用を踏まえ、**施設の複合化等の有効活用**を図る。



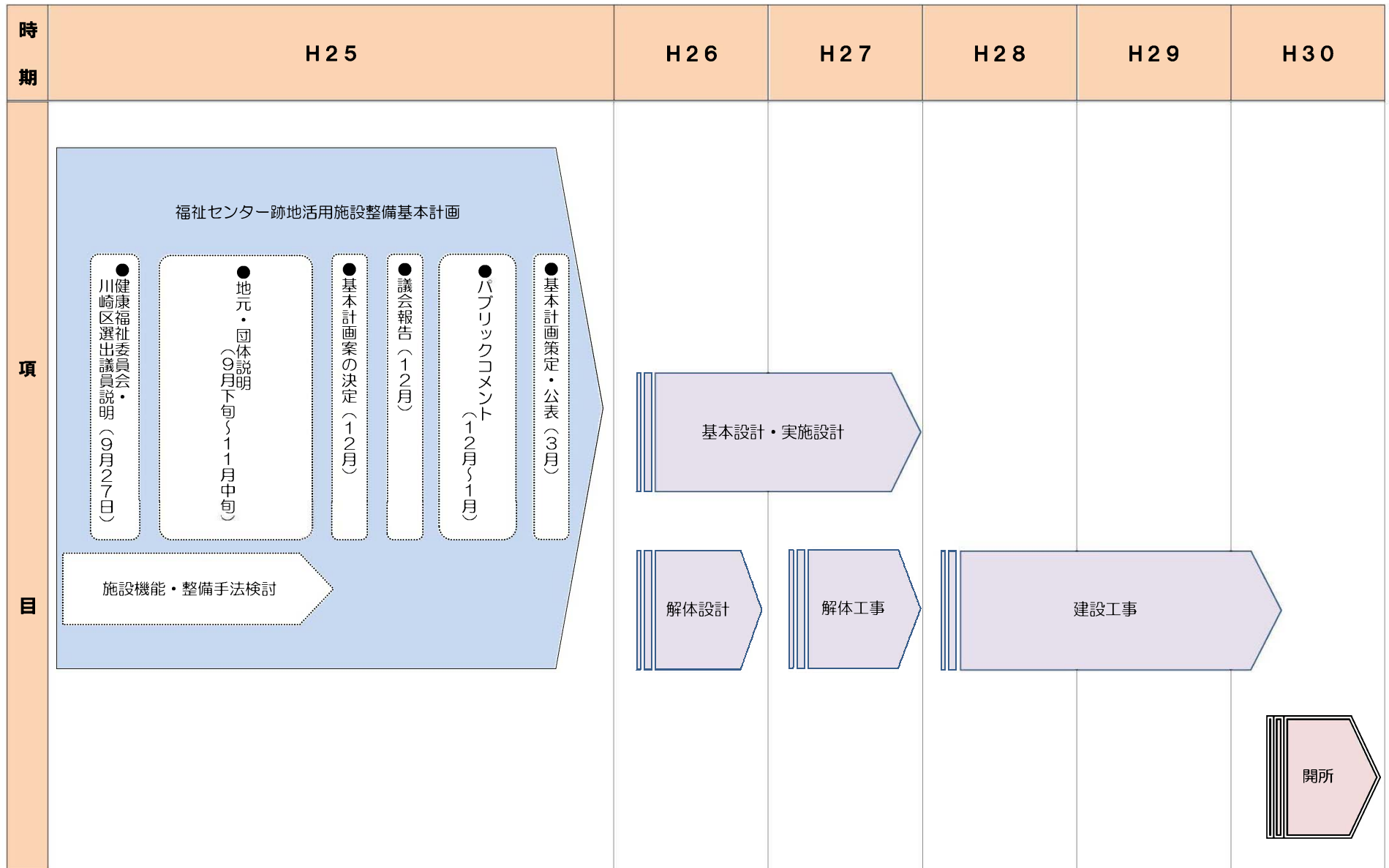
地域包括ケアシステムの構築に向け、「介護・リハビリ」を中心とした取組により在宅生活を支援する。

- ① 高齢者・障害者の在宅生活の支援
「(仮称)総合リハビリテーションセンター」において高度・専門的なリハビリを提供するとともに、相談機能や居宅介護事業所等の福祉機能を集積することにより、個々の障害者・高齢者の状況に応じた切れ目ないサービスを提供し、地域での**在宅生活を支援**する。
- ② 介護・福祉職員を通じた在宅生活等の支援
「(仮称)総合リハビリテーションセンター」で実施する区役所・相談支援機関の介護・福祉職員等に対する専門技術のアドバイスや、「(仮称)総合福祉研修センター」における**専門的・実践的知識を有する福祉・介護・障害支援人材の育成**を通じて、多様な在宅・療養生活を支援する。
- ③ 福祉産業の活用を通じた在宅生活等の支援
ウェルフェアイノベーションとの連携によるICTや介護ロボットなど新たな福祉製品の創出・活用促進を通じて、質の高い在宅・療養生活を支援する。

VI 導入する具体的な施設・機能



福祉センター跡地施設整備スケジュール（案）

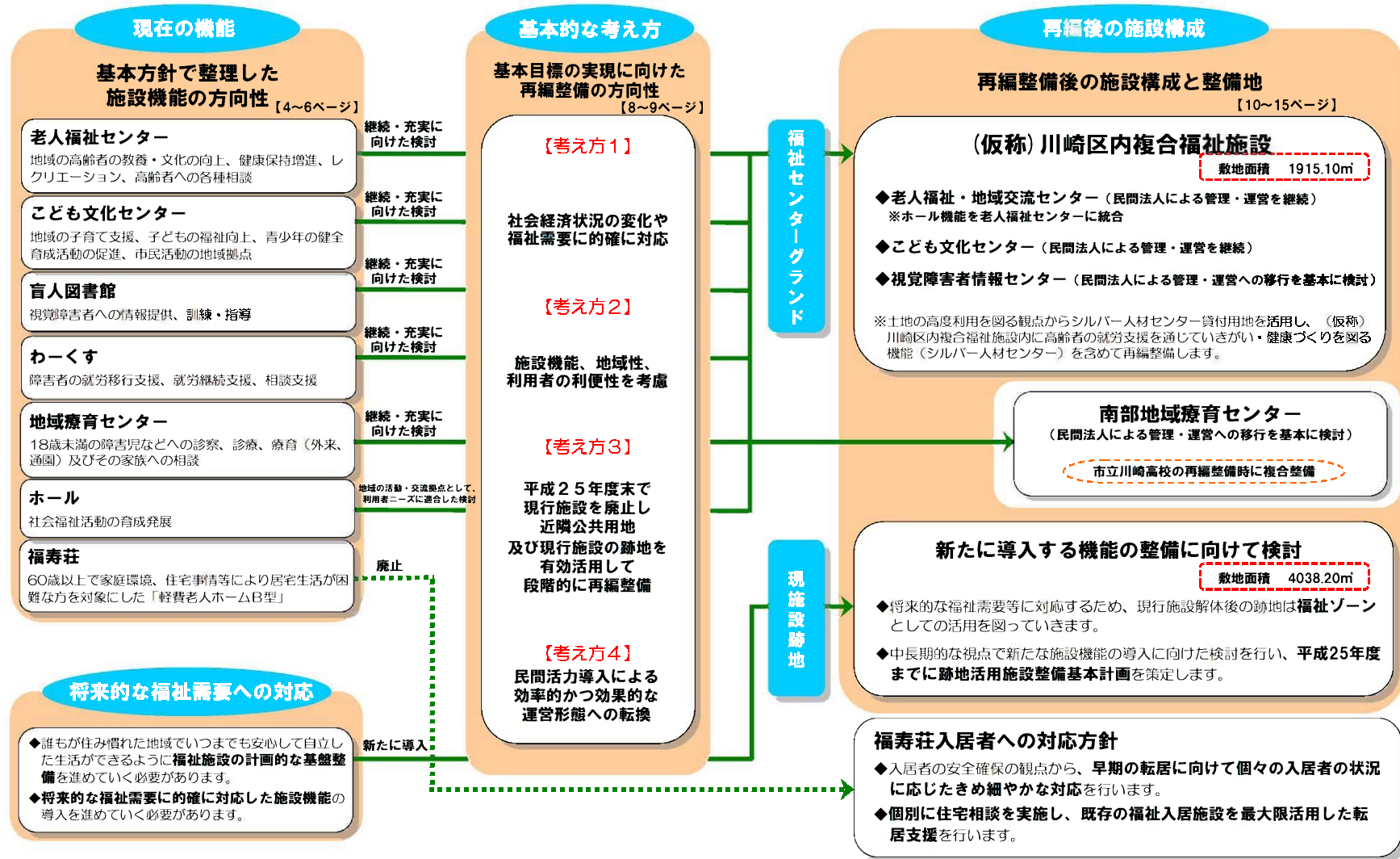


再編整備基本計画の全体像

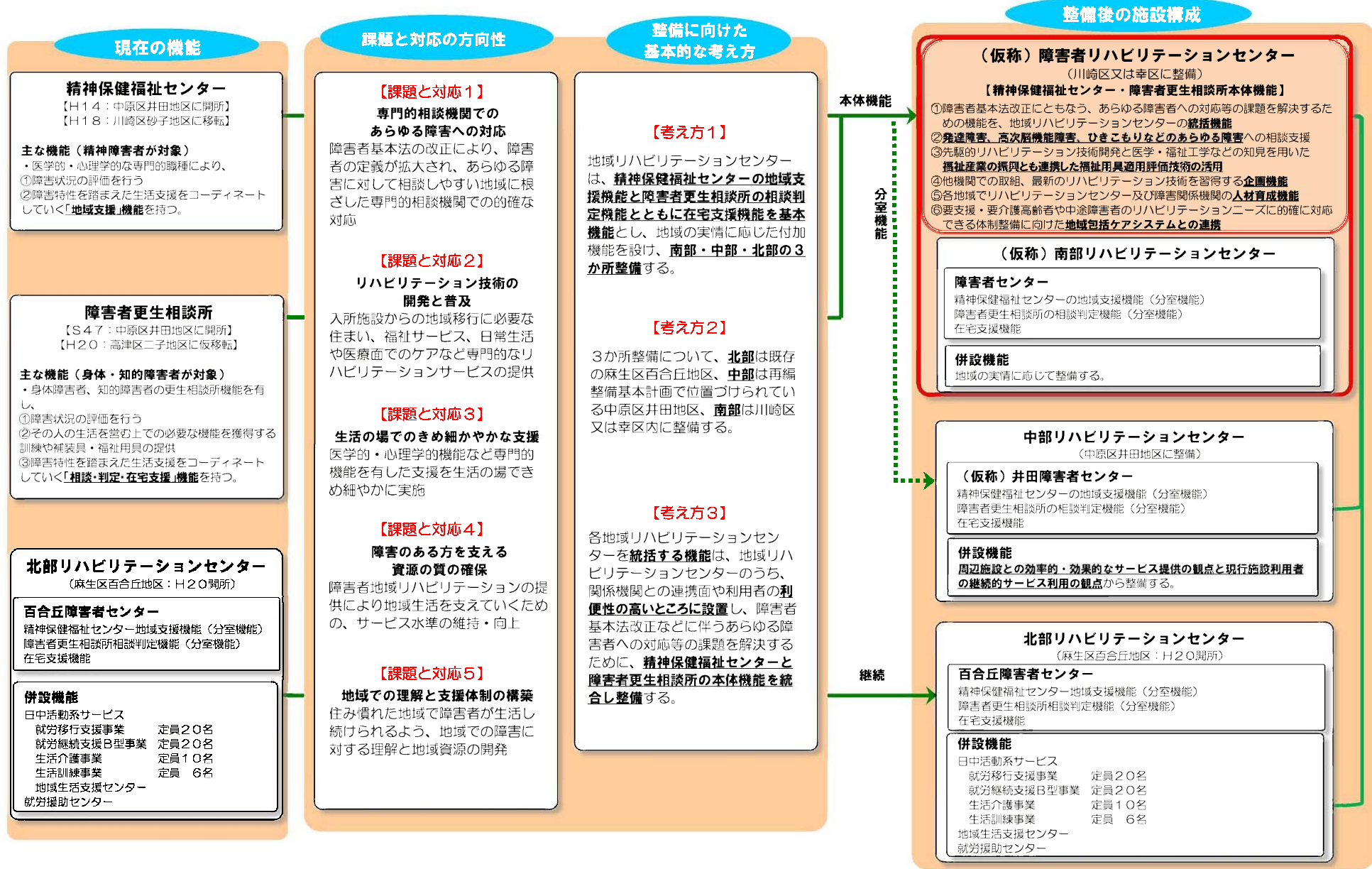
基本目標 高齢者の地域居住の実現、障害者（児）の生活支援、子どもの健全育成及び子育て支援など、福祉需要に的確に対応しながら、専門的で効率的な質の高いサービスの提供を行います。

再編整備背景

- ◆ 少子高齢化の進展など社会経済状況の変化の中で、福祉需要の増大化・多様化が見込まれており、福祉需要に的確に対応できるよう施設機能の検討を行う必要がある。
- ◆ 現在の建物について、早急に必要な耐震対策を実施する必要がある。



- 基本目標**
- ① 障害のある方が、複雑な課題があっても多様な社会資源を活用し、自立して在宅生活を営むことができる地域づくりを目指す。
 - ② 専門的なリハビリテーション技術を地域の障害者支援機関へ提供することで、障害のある方の在宅生活を支える技術を向上させる。



本体機能

分室機能

継続

→

→

→